

## 議事の経過・会議記録の概要

会議名：第6回 河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会

日時：平成26年1月20日（月曜日）13：00～17：30

場所：河内長野市役所 7階 行政委員会室

出席者：＜委員会委員＞ 新倉委員長、中村副委員長、井川委員

＜事務局＞ 小西総務課長、寺本総務課統括主幹

＜聴取対象者＞ 生活福祉課長

＜市側説明員＞ 生活福祉課主査（生活保護電算システム担当）

### 1 生活保護電算システムに対する委員の質問と生活福祉課の生活保護電算システム担当職員の説明

生活福祉課長に対する関係者聴取に先だって、生活保護電算システムの操作処理と不正支出との関連性を検証するため、担当課における電算システムに係る実際の運用等に関して委員から改めて質問があり、生活福祉課の生活保護電算システムの担当職員による説明が行われた。

主な質問と説明の内容は、以下のとおり。

生活保護電算システムについて、システムのバックアップなどによる変更履歴等の把握、追加支給の際におけるシステム処理等に関する委員からの質問に対し、バックアップの処理方法、システム変更履歴、追加支給の際のシステム処理などについて説明を行った。

定例支給と追加支給とでは、システムの処理方法が異なる。追加支給の不正支出の方法として、追加支給の管理については、システム処理とは別途、追給整理簿により行っており、仮にシステム上、支払いの登録が行わなくても、追給整理簿への入力を行っておれば、支払が可能であ

る。この場合、生活保護電算システム上に登録された支出額を後で調整し、財務会計システム上の支出額に合わせれば不正支出が可能である。

## 2 関係者聴取（対象者：生活福祉課長）の主な内容

組織管理体制と不正支出事件との関連性を検証するため、委員から生活保護の所管課である現生活福祉課長（平成24年4月から現職）に対し、主に次の点について聴取が行われ、それに対し生活福祉課長が回答した主な内容

- ・生活福祉課長が担任する業務について

生活福祉課では①地域福祉担当、②生活支援担当、市営住宅担当という3業務を担当しており、課長がすべてを統括している。

平成24年4月の人事異動で生活福祉課に異動になり、当初から職員の事務懈怠等の問題があり、全体の8割ぐらいが生活支援の部分に関わっている状態である。

- ・組織の管理体制等について

以前に発生した事務懈怠、預り金、返還金の問題発生当時の組織のチェック体制について、従前はあまりできておらず、個人商店のような状況であった。

後進の指導についても統一した組織としての形がとられず、先輩職員の指導方法が個々に異なっていた。また、ベテランのケースワーカーになると上司への相談をしない状況があった。

平成21年に国から、現業職員の出納事務の縮減に関する通知があり、大阪府からも現業と経理の兼務は外すよう指導が行われている。

今回の事件では経理面のチェックができていなかったことを受け、平成25年4月からは、経理担当の管理職を入れ、保護決定と経理とのルートを分けている。

・ 前途資金の精算について

従前は、年度当初に300万円が資金前途されており、例えば50万円使ったら50万円補填していくという形で常に300万円が残るような形をとっていて、年度末に精算していた。

前途金の精算は市の会計事務規則上は、毎月締めで処理することとなっていると市の監査委員から指摘がなされ、これを受けて、平成20年11月から市の会計事務規則の規定に合致すべく毎月の精算に改めた。その際、毎月の支出状況から判断し、従来の300万円では少額であるため、平成20年12月からは、1,000万円を資金前途するようになり、さらにその後増額されている。

増額に際して当時の担当課長は会計課と協議をした記憶がないと言っている。

3 次回の河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会について

次回の河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会は、委員長から生活保護所管課の元課長（在籍期間：平成20年4月1日～平成21年3月31日）から聴取したい旨の発言があり、次回の関係者聴取に関しても非公開で行うことについて、委員長が委員に諮って決定された。また、委員から、聴取を受ける関係者が自由に発言できる環境に配慮するようにとの指示があった。

以 上